

令和7年度

定期監査等結果報告書

(福祉課)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 福祉課

(2) 範囲 令和7年4月1日から令和7年12月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和 8年 2月 17日・24日

イ. 講 評 令和 8年 3月 23日

(3) 期 間 令和8年1月19日 ～ 令和8年3月23日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 委託事業の執行について

福祉課が実施する委託事業においては、事業の性質上、受託可能な事業者が限定される場合が多く、随意契約により契約を締結している事例が多数を占めている。長年にわたり特定の団体に継続して委託しているケースも認められ、その一部には業務仕様書の記載が不十分であるにもかかわらず、長年の慣行や事業者への一任により事業が執行されている状況が見受けられた。なお、業務仕様書の不備については、前回の定期監査において指摘しているが、現時点においても十分な改善が図られていない状況であった。

業務仕様書の不備に起因し、複数の契約において改善が必要な状況が生じている。障害児学童保育事業委託契約においては、見積金額の精査が困難となり、翌年度返還金が発生する事態となっている。また、豊前市コミュニケーション支援事業（手話通訳者設置事業）委託契約においては、見積りにおける勤務日数と実績日数との間に乖離が生じているにもかかわらず、実績による精算が行われていなかった。その他の委託事業においても同様の課題が散見されており、早急な点検及び改善が求められる。

今後の業務委託に際しては、適切かつ具体的な業務仕様書を提示するとともに、提出された見積書が当該仕様書の内容と整合しているかを十分に精査されたい。

さらに、実績報告にあたっては、業務仕様書に基づく業務が適切に履行されたことを確認する必要がある。このため、今後は収支決算書に加え、委託業務の実施状況が確認可能な実績報告書の提出を求めることが適切と考える。

2. 備品管理について

備品台帳の整備状況については概ね良好であったが、台帳に記載された備品と現物との照合が実施されていなかった。備品は、市の公費により取得された貴重な財産であるので、今後は備品管理に関する意識を一層高め、適正に管理していただきたい。

また、委託業者に対し公用車を貸与して業務を実施させている場合には、当該業務内容を業務委託契約書に明記するとともに、公用車の管理に関しては、運転日誌の記録を義務付けるなど、適切な管理体制を構築されたい。さらに、損害保険の費用負担や、事故発生時及び修繕時の責任分担等についても契約締結時に明確に取り決めようとして契約書に記載し、将来的なトラブルの未然防止を図られたい。

3. 豊前市地域子育て支援センター「たけのこ」の運営について

「たけのこ」において実施している一時預かり事業に関して、定員を超過して事業を実施している日が確認された。また、豊前市一時預かり事業実施要綱第6条において利用日数の限度が定められているにもかかわらず、限度を超える利用が行われていた事例も認められた。

これらの要因としては、事業責任者が現場に常駐しておらず、現場職員に業務が一任されていることにより、利用申込みに対する確認や決裁が事後報告となっており、責任の所在が不明確となっていることが挙げられる。今後、当該事業の拡大が予定されていることも踏まえ、より一層の適正な運営を確保する観点から、責任者の現場常駐体制の整備について検討されたい。

また、一時預かり事業に係る利用料金について、現行の要綱等に規定されていないことから、利用者への適切な説明責任を果たすためには、速やかに料金設定を明文化し、要綱等に明記されたい。

4. 契約書の形式について

クラウド版生活保護システム利用契約書については、契約書本文が委託契約の形態となっており、利用（使用）契約としての体裁を備えていないことが確認された。また、外国人英会話講師派遣業務委託契約書に添付されている業務委託契約約款が、当該業務の性質にそぐわないものであった。契約の性質に応じた適切な契約形態及び添付書類を選定し、契約内容との整合性を確保したうえで契約を締結されたい。

また、一部の契約においては、業務仕様書が契約書に添付されていない事例も見受けられた。契約内容の明確化及び履行管理の適正化を図る観点からも、契約締結時には必ず業務仕様書を添付し、契約書と一体として管理されたい。